

沖縄県立病院DXツール導入伴走支援業務委託 企画提案仕様書

第1 委託業務名

沖縄県立病院DXツール導入伴走支援業務委託

第2 委託期間

契約締結日から令和9年3月17日までとする。

第3 業務目的

全国の医療機関では、少子高齢化の進展に伴う医療需要の増加や、生産年齢人口の減少による医療人材の確保が一層困難となっており、安定的な医療提供体制の確保が課題となっている。また、人件費及び材料費の高騰等により、経営状況は厳しさを増している。

沖縄県立病院においても、これら全国的な課題に加え、本県の基幹病院として、救急医療、小児・周産期医療、離島・へき地医療、精神医療等の政策医療を提供し、地域医療を確保していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、デジタル技術を活用した、職員の業務負担軽減及び生産性向上、医療サービスの質及び患者満足度の向上、離島・へき地における持続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図ることを目的とし、令和7年度に「沖縄県立病院DX推進計画」を策定した。

本事業は、同計画に基づき各県立病院において実施するDXツールの導入にあたり、単なるシステムの導入に留まらず、費用対効果を踏まえつつ、DXツール導入後の業務プロセスの再設計、運用ルールの策定、現場職員への定着及び効果検証までを含む伴走支援を実施し、県立病院の経営強化に資する効果的かつ円滑なDXツール導入を図ることを目的とする。

第4 業務内容

本業務において伴走支援を行うDXツールについては、全県立病院を対象とし、各病院につき1ツール以上、導入するDXツールの種類については、3種類以上とする。なお、各病院に導入するDXツールは、令和8年4月下旬頃を目途に決定する予定である。

1 DXツール導入に伴う業務プロセスの再設計支援

- (1) DXツールを導入する業務領域において、ヒアリング、現場での実測等による、現行業務の可視化および課題の整理を行うこと
- (2) DXツール導入により不要となる作業を明確にし、効率化のポイントを整理す

ること

- (3) (1)、(2)の内容を踏まえ、DXツール導入前後の比較、整理をしたうえで、業務プロセスの再設計に向けた支援を行うこと。
- (4) その他必要事項

2 DXツール仕様書作成支援

- (1) 「1 DXツール導入に伴う業務プロセスの再設計支援」を踏まえ、DXツールに求められる機能要件の整理を行うこと。
- (2) 導入候補となるベンダーについて、トライアル実施の支援を行い、現場職員による操作性及び機能の確認を行うこと。
- (3) DXツール導入に係る技術的要件（情報セキュリティ、既存システムとの連携等）の整理を行うこと。
- (4) (1)、(2)、(3)の内容を踏まえ、DXツール調達に係る仕様書案を作成すること。
なお、仕様書案については、現場への確認もあわせて行うこと。
- (5) その他必要事項

3 運用ルールの策定支援

- (1) DXツールを安全かつ効果的に利用するための運用ルール案を作成すること。なお、運用ルール案については、現場への確認もあわせて行うこと。
- (2) その他必要事項

4 DXツール定着に向けた伴走支援

- (1) DXツール導入後、現場職員に対する操作説明会及びリハーサルを行うこと。
- (2) 現場からの相談対応およびトラブル対応の支援を行うこと。
- (3) 現場職員からのフィードバックに基づく運用ルールの改善提案を行うこと。
- (4) その他必要事項

5 効果検証

- (1) DXツール導入にあたって、費用対効果の検証を行うこと。その際、現場職員と十分に精査を行い、その精度を高めること。
- (2) DXツール導入前後における業務内容及び業務時間等について比較を行い、効果検証を行うこと。
- (3) DXツール導入の成果と今後の課題整理を行うこと。その際、他県立病院への横展開に向けた課題及び留意点についてもあわせて整理すること。
- (4) その他必要事項

6 スケジュール管理支援

会議・打ち合わせを含めた具体的な業務実施スケジュールを作成して、進捗管理を行うこと

第5 実施体制

委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、委託者との調整窓口となる者を配置するなど、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。

第6 成果物

- 1 本業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。
 - (1) 委託業務報告書A 4版(3部)
 - (2) その他委託者が必要と認める書類等
 - (3) 上記(1)及び(2)の電子データ(CD-R 1枚)
- 2 提出期限は、令和9年3月17日(水)とする。なお、別途、委託者が期日を定めて納品を求めた場合には、委託者の指示に従うものとする。
- 3 成果物の著作権及び所有権は、委託者に帰属するものとする。
- 4 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- 5 委託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第7 再委託の禁止について

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務
企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
その他、委託者が契約の主たる部分と決定した業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○ **再委託により履行することのできる業務の範囲**

契約金額の50%を超えない業務

その他、委託者が再委託により履行できると決定した業務

4 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○ **その他、簡易な業務の範囲**

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、委託者が簡易と決定した業務

第8 協議について

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、委託者と協議し、委託者の意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。